

雇用保険料率改定に関するお知らせ

「雇用保険法等の一部を改正する法律」の施行により、【**平成29年4月1日**】から改定 されました。 手順をご確認のうえ、ご対応いただきますよう、お願い申し上げます。

※ 改正料率の変更時期等、改定内容の詳細については、最寄りの都道府県労働局にご確認ください。 弥生ホームページ「法令改正情報」内で、さらに詳細な操作手順が説明されておりますので、 こちらも必ずご参照ください。

雇用保険 料率改正

平成 29 年 4 月1日から、雇用保険料率が改定されました。 弥生の給与計算ソフトでは、「給与規定」の画面から保険率を変更します。

◆ 改定後の雇用保険料率

事業の種類	一般事業所	農林水産業 清酒製造業	建設業
被保険者負担率	3.0 / 1000	4.0 / 1000	4.0 / 1000
事業主負担率	6.0 / 1000	7.0 / 1000	8.0 / 1000
雇用保険料率(合計)	9.0 / 1000	11.0 / 1000	12.0 / 1000

◆ 保険料率の変更手順

- (1)給与の処理月度及び賞与の支給日が「料率変更月以降」となっているか確認します。
 ※ 給与は該当月に更新後、賞与は該当月より前の計算処理を終了後、下記の変更を実施して下さい。
 (前月のまま料率を変更すると、その月の保険料に変更後の料率が反映されてしまう事があります。)
- (2)クイックナビゲータの [導入] タブから [給与規定] をクリックします。
- (3) [労働保険]タブをクリックし、[労働保険の集計期間]を確認します。
 - ※[労働保険の集計期間]が
 「前年4月度~本年3月度」の場合・・・
 「4月度(以降)給与(賞与)」で雇用保険料率を変更
 「前年5月度~本年4月度]の場合・・・
 「5月度(以降)給与(賞与)」で雇用保険料率を変更
- (4) [前年度の負担率へ転記]ボタンをクリックします。 (変更前料率が前年度以前の保険料負担率に転記されます)
- (5) [現在の保険料負担率]に今回改定する雇用保険料率を入力します。

現在の保険料負担率(0):

(/1000)	一般事業所	農林水産業 ・清酒製造業	建設業	労災保険
従業員	3.000	4.000	4.000	
事業主	6.000	7.000	8.000	3.000
合計	9.000	11.000	12.000	000.60000000000



率による計算の端数処理(Q): 切り捨て 🔹 前年度の負担率へ転記(J)

(/1000)	一般事業所	農林水産業	建設業	労災保険	※労災保険料率は
	AX - 2 ((7))	• 淯沼毁垣耒		555CM15C	平成28年度改革
従業員	4.000	5.000	5.000		の料率から変更
事業主	7.000	8.000	9.000	3.000	ありません
合計	11.000	13.000	14.000	3.000,	のうちとん

※ 注意 下側の表(前年度以前の保険料負担率)も正しく登録されている事をご確認ください。

(6)「給与(賞与)明細入力」画面から数値の入力を行うと、改定後の料率で保険料が計算されます。

▶ 上記内容および処理方法について、ご不明な点がありましたら、弊社担当者または情報開発室までご連絡いただきますようお願いいたします。 (TEL:048-256-3414)